



www.alpajapan.org

# 日乗連ニュース

## ALPA Japan NEWS

Date 2003.1.17 No 26 - 21

発行: 日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan

幹事会

〒144-0043

東京都大田区羽田5-11-4

フェニックスビル

TEL.03-5705-2770 FAX.03-5705-3274

E-mail:office@alpajapan.org

## 事故調査報告書を証拠として採用する事は条約違反！

= 2003年1月10日 JL706便裁判、第2回公判速報 =

706便裁判の第2回公判が1月10日に行われました。今回も、予定傍聴席数を上回る傍聴希望者が地裁前に集まり、抽選となりましたが、日乗連をはじめとする産別の関係者はほぼ全員傍聴する事が出来ました。内容としては、一部省略して日乗連で編集しています。

### 1. 検察請求の証拠（事故調査報告書）に対する弁護人の意見陳述

検察側が証拠として請求している、本件事故調査報告書は、国際民間航空条約（シカゴ条約）の付属書に準拠して作成された物であり、その国の裁判所が「記録の開示が当該調査又は将来の調査に及ぼす国内的及び国際的悪影響よりも重要であると決定した場合」を除いて「情報の解析において述べられた意見」等の「記録を事故又はインシデント調査以外の目的に利用してはならない」とされている。

従って、事故調査以外の目的利用（すなわち刑事裁判における証拠としての利用）を要求する検察官において、開示の必要性すら示すことができない本件事故調査報告書の書証としての申請は、それ自体が違法であり、本件における証拠から排除されなければならない。

その理由を詳しく述べる。

、国際民間航空条約、第13 附属書（ICAO ANNEX）3.1 条は、事故調査の目的について、「事故又はインシデント調査の唯一の目的は、将来の事故又はインシデントの防止である。罪や責任を課するのが調査活動の目的ではない。」と定めており、事故調設置法第1条でも、事故調査は、「航空事故の原因を究明するための調査を適確に行わせるとともに・・・もって航空事故の防止に寄与することを目的とする」と規定しているのであり、我国における事故調査の目的も、刑事訴追等、当事者の責任追及ではなく、事故原因を究明して再発防止に役立てることであることが明らかである。

、「国の適切な司法当局が、記録の開示が当該調査又は将来の調査に及ぼす国内的及び国際的悪影響よりも重要であると決定した場合でなければ」「情報の解析において述べられた意見」等の「記録を事故又はインシデント調査以外の目的に利用してはならない」とする。これは、第13 附属書という条約上の義務である。

＊ ＊ 裏面に続く ＊ ＊



、如何なる場合に、事故調査報告書に含まれる情報が証拠として許容されるべきかは最終的には裁判所が判断すべきであるが、検察の立証の便宜といった技術的理由は、到底、将来の事故防止への悪影響に優先する価値とは言えない。とりわけ、本件のように報告書公開後、起訴までに2年以上にわたって十分な捜査が行われた場合は、係る便宜を考慮する必要は全くない。実際、係る開示（すなわち証拠としての利用）を要求する検察官においてこの点に関する立証責任を負うところ、本件では、検察官の取調申請予定書証の何れにおいても、係る開示の必要性を示すものはないが、この事実自体が、事故調査報告書の開示が第13附属書の要件を満たしていないことの証左に他ならない。

従って、裁判所としては、このように証拠としての開示の必要性すら示せない検察官の本件事故調査報告書の書証としての申請に対しては、これを許容すべきではない。

、原因事実の推定等といった「意見」は、先に引用した「口述や交信記録あるいはCVR」といった記録と異なり、書面であるが故に伝聞証拠であるという以外、黙秘権の保障やプライバシーの保護が問題となるわけではない。しかし、これらの意見は、事故再発の防止の観点から、可能性のある原因を推定し、これに対する防止策を提言するためのものである。例えば事実としては確定できず、疑義が相当程度残るものでも、又は反対意見があっても、多少でも「可能性」がある以上、これを指摘し、対策を講ずることは、「事故の再発防止」という観点からは有益である場合が多い。それは、刑事責任の追及において必要な構成要件該当事実等の確定とは全く異質のものである。

何者かの責任を明らかにするために過去の事実を「確定」することは調査の目的外のことである。このような目的を持った事故調査の一環として述べられた意見が個人の責任追及等に流用されるのであれば、係る意見を述べようとする者も慎重に対処しようとする余りこれを差し控える結果となり、また、係る調査に対して情報を提供しようとする者も、自己又は他人に累禍が及ぶことを恐れてこれに逡巡することになり、結果的に、再発防止に向けた関係者の円滑なコミュニケーションが阻害され、再発防止という本来の目的を害されることが懸念されているのである。

、本件事務調査報告書の本裁判における証拠としての開示を要求する検察官において、上記の優越すべき価値の存在についての立証責任を負うところ、本件では、検察官において係る事実についてその証拠申請書類の何れにおいても、その証拠の標目を見る限り係る開示の必要性を示すものはなく、各証拠を検討しても、係る証拠は提出されていない。

従って、裁判所としては、このように証拠としての開示の必要性すら示さない検察官の書証の申請に対しては、これを許容すべきではない。

以 上